

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第6回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年11月10日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第6回説明会アジェンダ

アジェンダ

- | | |
|-----------|-------|
| I. はじめに | [5分] |
| II. 諸説明 | [80分] |
| III. 事務連絡 | [5分] |

実施要領

- 開催日時 :
 - 11月10日（月） 13:30～15:00
- 開催場所・会議方式 :
 - Web会議
- 参加者 :
 - 市区町村、都道府県
 - 厚生労働省
 - 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- 配布資料 :
 - 本資料

はじめに・・・本説明会の目的

- 今年度開催した第1～5回の説明会においては、“デジタル化が進展した後の姿（＝多くの医療機関がデジタル予診票による接種が可能であり、かつ、多くの住民がデジタル予診票を活用できる状態）”を前提に、今後各自治体において準備いただくタスクを中心に整理し、説明をさせていただきました。
- ただし、令和8・9年度の過渡期及び令和10年度以降の全国展開当初については、デジタル化の対応は徐々に進むことから、本日の説明会では、“**デジタル化が進展する手前の姿（＝一部の医療機関でデジタル予診票による接種が可能となり、かつ、紙の予診票の利用も一定数残る状態）**”を前提に、特に医療機関における運用で混乱が起きないように再整理をしましたので、その内容も含めて説明をさせていただきます。

※然るべきタイミングで、最新内容の資料集を用意します。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資材について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資材について
7. 事務連絡

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算に計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資料について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資料について
7. 事務連絡

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
デジタル予診票による接種 new	・デジタル化後に、住民が医療機関においてデジタル予診票を利用して接種する環境を整えること。また、そうした接種のこと。 ・請求・審査・支払が予予・請求システム上で実施可能であること。
民間アプリ（医療機関向け） =「医療機関アプリ」	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。
予防接種サイト	【自治体を利用する場合】 LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。 予予・請求システムがサイトの画面を提供する。 【医療機関が利用する場合】 オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
任意接種（委託契約に基づくもの） new	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づき、対象者に対して任意接種を実施し、自治体が費用の一部を、医療機関に対して委託料又は助成額として支払う方式。 R8.6のデジタル化の対象。
任意接種（委託契約に基づかないもの） new	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づかない（例えば協定関係や協力関係等）任意接種で、接種希望者が任意接種を受けた際、自治体が費用の一部を接種希望者に助成する方式。 R10.4以降の対応予定。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資材について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資材について
7. 事務連絡

2. デジタル化するために必要なタスク一覧

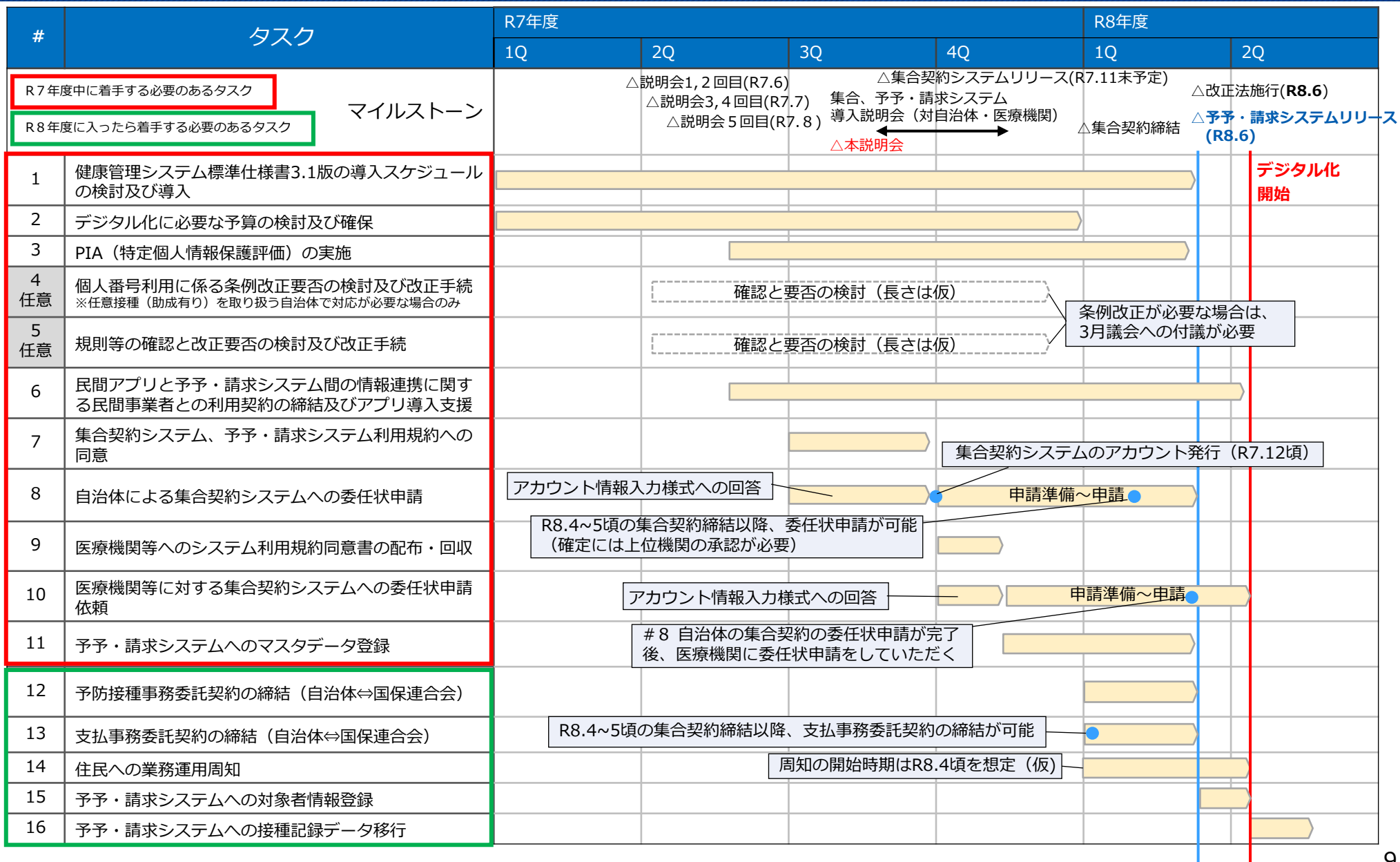
- デジタル化するために、自治体には以下 # 1～16（# 4・5は任意）のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。 ※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応説明会
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要な予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	第5回
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	本日 22ページ
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 : 自治体必須作業

: 自治体任意作業



1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資材について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資材について
7. 事務連絡

3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目 (令和8・9年度にデジタル化する場合)

- 令和8・9年度にデジタル化するに当たり、自治体・医療機関でそれぞれ予算計上や準備が必要な項目は以下のとおりとなる。※下表はいずれも説明会時点において財政当局と調整中
- 本日は、赤枠の内容について補足説明をさせていただきます。

凡例 ●：必須 △：任意

デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目		自治体 対応	医療機関 対応	備考	該当 ページ
予予・請求システム等利用料	負担金	●		25円/人 目安	—
	医療機関アプリ利用料	●		導入支援費、アプリ運用費、ヘルプデスク費等	
医療機関アプリ利用料と端末代	医療機関アプリ端末代補助事業費	△		医療機関が用意する端末代について、自治体独自で補助事業を実施する場合	P18
	医療機関アプリ用端末代		どちらか	● タブレット購入又はリース代、通信費、端末サポート費、セキュリティ対策費、その他端末に係る経費、バーコードリーダー等	P18
予防接種サイト接続費用	予防接種サイト院内端末とのネットワーク接続費、バーコードリーダー代			● 院内NW設定費用	P18
健康管理システムに係る改修費	自治体におけるシステム対応費用	●		パッケージ費用	
	SE導入費用	●		導入作業およびセットアップ	
	対象者情報登録および接種記録データ移行の作業費	△		健康管理システムに登録していなかった紙の接種記録を基にした接種記録登録ファイルの作成及びデータ移行に係る作業を外注する場合	
紙予診票に係る入力費用	予予・請求システムへのデータ入力の外注費用	△	△	医療機関の集合契約締結有無によって、費用の負担先が自治体/医療機関で異なる	P19～21
その他	リーフレット・ポスター等	△		国で用意するリーフレット及びポスターとは別に、デジタル化に係る広報資材等を検討されている場合	P22

3-A.医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について

- 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式の一つとして、電子カルテ等医療情報システム（以下、「電子カルテ等」）を用いた方法については、令和8年6月のリリースから延期したところであり、医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について、当面は、医療機関アプリまたは予防接種サイトを用いてデジタル化対応を行っていただく必要がある。

当面の方針

■ 令和8年6月時点

- 予防接種事務デジタル化機能の実装が普及するまでの当面の間は、医療機関においては、医療機関アプリまたは予防接種サイトを用いて、デジタル化対応を行っていただく。

■ 今後の見通し

- 電子カルテ等を用いた方式を引き続き検討しており、医療機関が令和10年4月にオンプレミス型（※）の電子カルテ等の改修に対応できるよう、技術解説書の公開を予定している。
※サーバーなどのハードウェアやIT機器、ファイルソフトなどのソフトウェアを自社で保有し、構築・管理する形態のこと
- また、電子カルテについては、医科診療所向けの標準仕様（基本要件）の策定等を通じ、医療DXのシステム群との連携が検討されているところ、予防接種事務デジタル化に必要なシステムとの連携についても、同様に検討することとしている。
- 医療機関においては、予防接種事務デジタル化のほか、母子保健事業に係るデジタル化、電子カルテ共有サービス等への対応に必要な電子カルテの改修等が想定される。各医療機関における実際の改修の時期は、電子カルテのリプレイスの時期等によっても変わり得ると考えられることから、予防接種事務デジタル化機能が普及する時期については、現時点において明確に予測することは困難である。

3-B.デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方 (1/2)

タスク#2
補足

- どのワクチンをデジタル接種の対象とするかは、自治体の判断に委ねる旨を説明してきたが、今般、医療機関がデジタル予診票による接種に取り組みやすいよう、以下のとおり整理することとする。
- ついては、令和8・9年度にデジタル化をする自治体においては以下の整理に従い、デジタル予診票による接種を開始するワクチンを検討いただきたい。（A類のみ 又は A類とB類両方のいずれか）
 - A類のワクチンについては、住民が早期のデジタル接種を期待している可能性が高いと考えられることから、集合契約締結済み医療機関において、デジタル予診票での接種が可能な環境を整えていただくことが重要。ついては、**A類については全てのワクチンをデジタル接種の対象としていただく**こととする。
 - 一方、**B類のワクチンについては、特にインフルエンザ・新型コロナワクチンの接種対象者が多いこと、また、紙の予診票での接種希望が一定数見込まれることから、医療機関（集合契約締結済み）での業務負担を考慮し、①従来の個別契約を継続するか、②A類のワクチンと同様にデジタル予診票による接種の対象とするか、自治体において判断いただきたい。**
 - なお、B類について、①従来の個別契約を継続する場合には、
 - ・ 医療機関において、紙予診票をとりまとめ、請求書を作成して月まとめて郵送いただき、
 - ・ 自治体において、従来通りの支払い、接種記録の予予・請求システムへの入力をしていただくこととなる。
 - これらは、紙予診票の外注する際に影響があることから、ご留意いただきたい。

3-B.デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方 (2/2)

タスク#2
補足

- 前スライドの考え方をパターンで整理すると、以下のとおり。
- なお、これまで集合契約締結医療機関における紙の予診票の接種記録データの入力、医療機関又は医療機関にて外注で対応と説明してきたが、今般、医療機関にてデータ入力が困難と判断した場合は、自治体がデータ入力業務を請け負うことも可能と整理。（下表赤枠部分）

（パターン1）A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合

医療機関の 契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備 考
集合契約 締結 医療機関	A類・B類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
集合契約 未締結 医療機関 (従来契約)	A類・B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

（パターン2）A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約により対応する場合

医療機関の 契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備 考
集合契約 締結 医療機関	A類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
	B類 (従来契約維持)	紙予診票	— (不要)	○	P20 ※医療機関の事務は変わらない
集合契約 未締結 医療機関 (従来契約)	A類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない
	B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

- 

予防接種サイトにおける予診票、接種記録登録画面イメージ

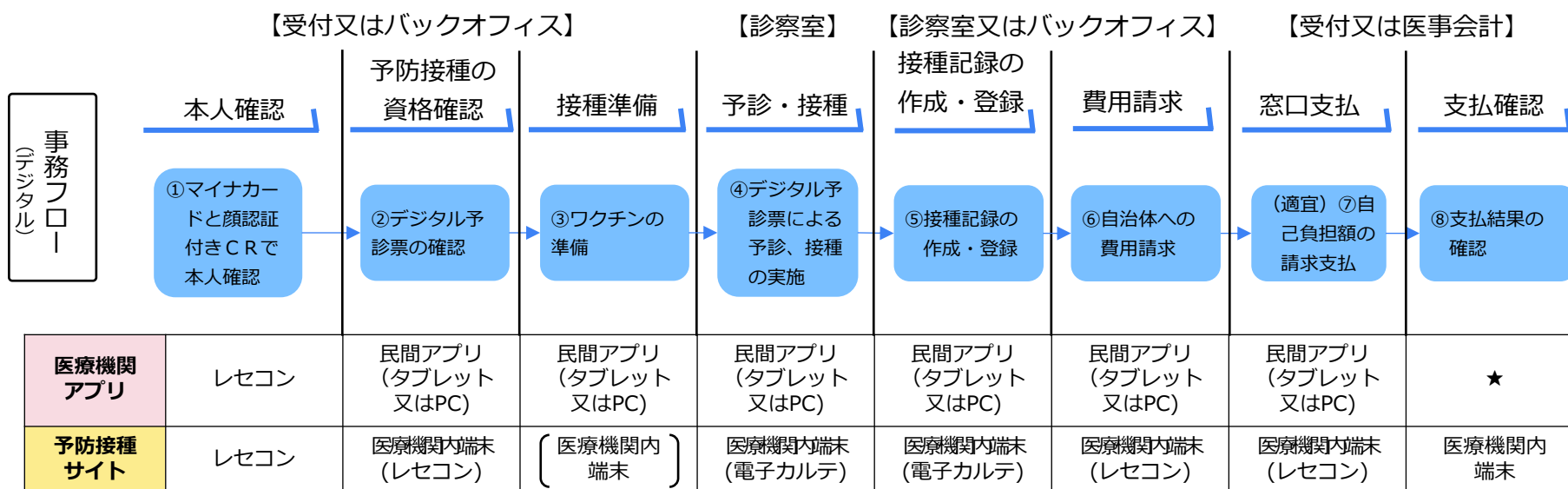
調整包装単位 (アップルやパイナルなど) 	販売包装単位 (10アップル入りの箱など) 	元箱包装単位 (販売包装単位である箱が10箱入った段ボール箱など) 
---	--	--

「接種方法」「接種部位」は、ワクチンに応じた選択肢が表示される。

3-D.デジタル予診票による接種の開始イメージ(1/2)

- デジタル予診票による接種の開始にあたっては、医療機関単位で、医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択していただくこととする。それぞれの事務フローのイメージは以下のとおり。

医療機関アプリと予防接種サイトの事務フローイメージ

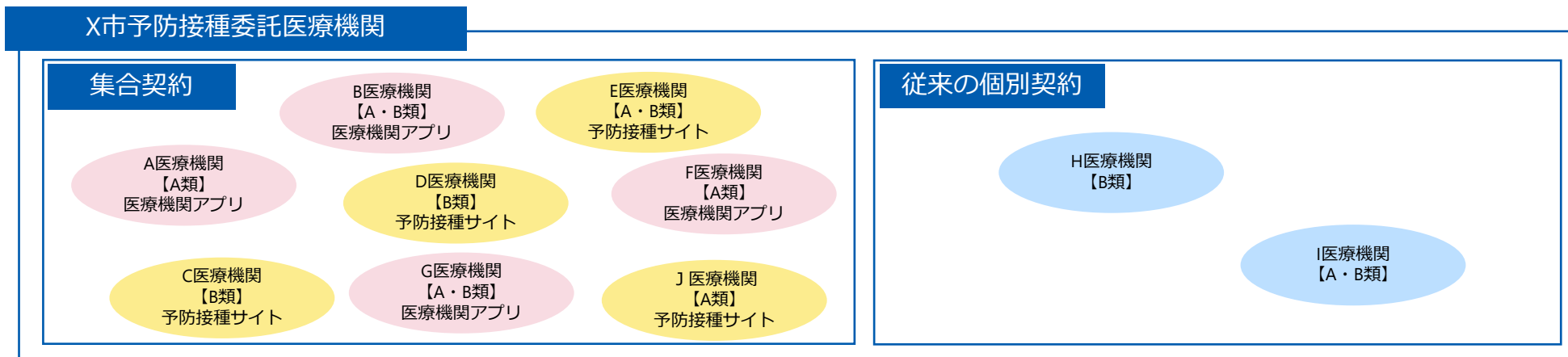


★医療機関の必要に応じてシステム外で対応する予定

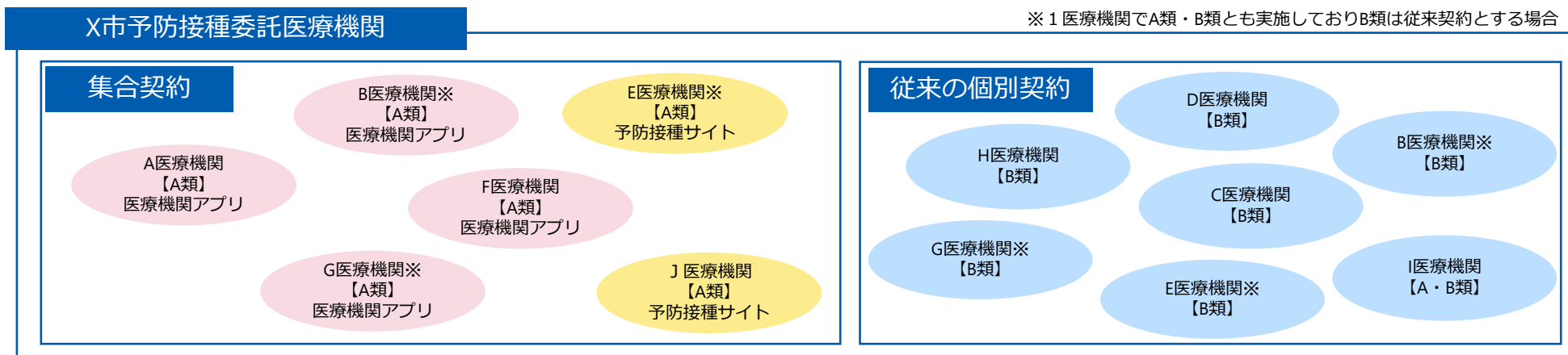
3-D.デジタル予診票による接種の開始イメージ(2/2)

- 令和8・9年度にデジタル予診票による接種を開始するにあたっては、以下のイメージのとおり、集合契約下においてはA類はデジタル予診票による接種対応は必須とし、B類はデジタル予診票による接種対応の対象とするかは任意とし、医療機関ごとに医療機関アプリか予防接種サイトいずれかを選択していただくこととなる。なお、従来の個別契約を継続する医療機関があることは妨げない。

(パターン1) 集合契約下で、A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合



(パターン2) 集合契約下で、A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約による接種に対応する場合



3-E.医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方

- デジタル予診票による接種を開始するにあたっての、医療機関アプリ用端末代と予防接種サイト接続費等の基本的な考え方は以下のとおり。
- なお、費用負担の在り方については引き続き検討を進め、各自治体がデジタル化を開始する時期に向けて方針を説明させていただく。

医療機関アプリ用端末代の考え方

- 医療機関アプリ利用料については自治体とアプリベンダとの契約に基づき自治体による負担を基本とする。
- 一方、医療機関アプリ用端末代（※）については、各医療機関の既存の保有端末の状況や予防接種事務の動線等に応じて、端末の必要数や導入方針が異なることから、各医療機関に最適な形で端末を用意していただく方針とする。

（※）タブレット購入又はリース代、通信費、端末サポート費、セキュリティ対策費、その他端末に係る経費、バーコードリーダー等

予防接種サイトと院内端末とのネットワーク接続費・バーコードリーダー代の考え方

- 院内から予防接種サイトに接続するには、オン請求ネットワークの設定変更に係るSE作業費等が十万～数十万円規模で発生する。これは院内環境の整備に当たることから、各医療機関にて対応いただく方針とする。一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されない。
- なお、予防接種サイトへの接種記録の登録においては、バーコードリーダーを用いることでワクチン情報の取り込みが可能となり入力負担が軽減し業務が効率化されることから、バーコードリーダーについても、必要に応じて医療機関で用意いただく方針とする。

3-F.紙予診票の入力について(1/3)

(集合契約締結医療機関でデジタル予診票による接種の対象とするワクチン分)

- A類、B類ともにデジタル予診票による接種の対象とする場合、又はA類だけをデジタル予診票による接種の対象とする場合の、集合契約締結医療機関における紙予診票での接種については、原則として医療機関側で予予・請求システムへ接種記録を入力していただく必要がある。
- ただし、医療機関でデータ入力が困難な場合は、医療機関が外部委託機関に外注することも可能である。
- なお、最終的に医療機関は紙予診票を自治体に送付する必要があることから、上記の医療機関のデータ入力業務を、自治体の判断により自治体で引き受けることも可能とする。※この場合、データ入力は医療機関の請求行為と紐付いているため、毎月のデータ入力が一定期間内に完了するよう注意が必要。

集合契約締結済みの医療機関での、デジタル予診票による接種の対象とするワクチンに係る紙予診票の対応



医療機関

- ① 原則として、医療機関で予予・請求システムへ接種記録のデータを入力
- ② 医療機関自身でのデータ入力が困難な場合は、医療機関での外注が可能

多くの接種対象者が紙の予診票を利用する可能性が高い場合など、医療機関の負担過多となり、データ入力が困難と判断した場合は、自治体がデータ入力業務を請け負うことも可能



(パターン1) A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類・B類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
集合契約未締結医療機関 (従来契約)	A類・B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

(パターン2) A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約により対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
	B類 (従来契約維持)	紙予診票	— (不要)	○	P20 ※医療機関の事務は変わらない
集合契約未締結医療機関 (従来契約)	A類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない
	B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

3-F.紙予診票の入力について(2/3) (集合契約締結医療機関で、従来契約にて実施するワクチン分)

- A類だけをデジタル予診票による接種とし、B類は従来契約で行うこととする場合、集合契約締結の医療機関において、B類は従来どおりの個別契約に基づき、直接自治体へ請求書を送付いただくこととなる。
- 自治体では、改正予防接種法に基づき、定期の予防接種等の実施状況に関する情報等を厚労大臣に提供しなければならない義務が生じることから、予予・請求システムへ接種記録を入力していただく必要がある。

集合契約締結医療機関での、従来契約にて実施するワクチンに係る対応



医療機関

- ① 従来の接種委託契約での請求・支払対応と同様、医療機関から自治体へ、直接請求書を送付



自治体

- ② 自治体は改正予防接種法に基づき、予予・請求システムへデータを入力する必要

自治体において外注可能

(パターン1) A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約 <u>締結</u> 医療機関	A類・B類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
集合契約 <u>未締結</u> 医療機関 (従来契約)	A類・B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

(パターン2) A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約により対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約 <u>締結</u> 医療機関	A類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
	B類 (従来契約維持)	紙予診票	— (不要)	○	P20 ※医療機関の事務は変わらない
集合契約 <u>未締結</u> 医療機関 (従来契約)	A類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない
	B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

3-F.紙予診票の入力について(3/3) (集合契約未締結の医療機関の場合)

タスク#2
補足

- 集合契約未締結の医療機関では、従来どおりの個別契約に基づき、直接自治体へ請求書を送付いただくこととなる。
- 改正予防接種法に基づき、定期の予防接種等の実施状況に関する情報等を厚労大臣に提供しなければならない義務が生じることから、予予・請求システムへ接種記録を入力していただく必要がある。

集合契約未締結の医療機関の場合の対応



医療機関

- ① 従来の接種委託契約での請求・支払対応と同様、医療機関から自治体へ、直接請求書を送付



自治体

- ② 自治体は改正予防接種法に基づき、予予・請求システムへデータを入力する必要

自治体において外注可能

(パターン1) A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類・B類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
集合契約未締結医療機関 (従来契約)	A類・B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

(パターン2) A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約により対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類	デジタル予診票	○	— (不要)	
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	P19
	B類 (従来契約維持)	紙予診票	— (不要)	○	P20 ※医療機関の事務は変わらない
集合契約未締結医療機関 (従来契約)	A類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない
	B類	紙予診票	— (不要)	○	P21 ※医療機関の事務は変わらない

3-G.住民向け周知資材について

- 令和8年6月の予防接種事務デジタル化開始に向け、住民への周知と利用促進を図ることを目的に、厚労省において以下のとおりポスターやリーフレットのデザインデータを作成中。
- 令和7年度末には完成予定であり、完成次第ご案内することから、自治体や医療機関窓口での掲示・配布等にご活用いただきたい。

資材の種類	目的・対象	主な内容・ご活用方法
ポスター 2種類	【住民向け周知ポスター】 医療機関や自治体施設を利用する住民全般	制度全体の認知度向上を目的
	【対応施設表示用ポスター】 医療機関を探す住民	- 医療機関・自治体等の対応施設に掲示 - 対応ワクチンごと（A類、B類、A・B類両方）を選択/個別に掲示できる形式を想定
リーフレット A4両面1枚	【A類：子育て世帯向け】 乳幼児の保護者	- これから生まれる子どもを持つ保護者向けに「出生届とマイナンバーカード特急発行制度」の案内 - すでに子どもがいる保護者に対して、マイナ保険証登録のメリットや手続きをわかりやすく案内
	【B類：高齢者向け】 65歳以上の高齢者	対象疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルスなど）を明記し、自分ごととして捉えていただく

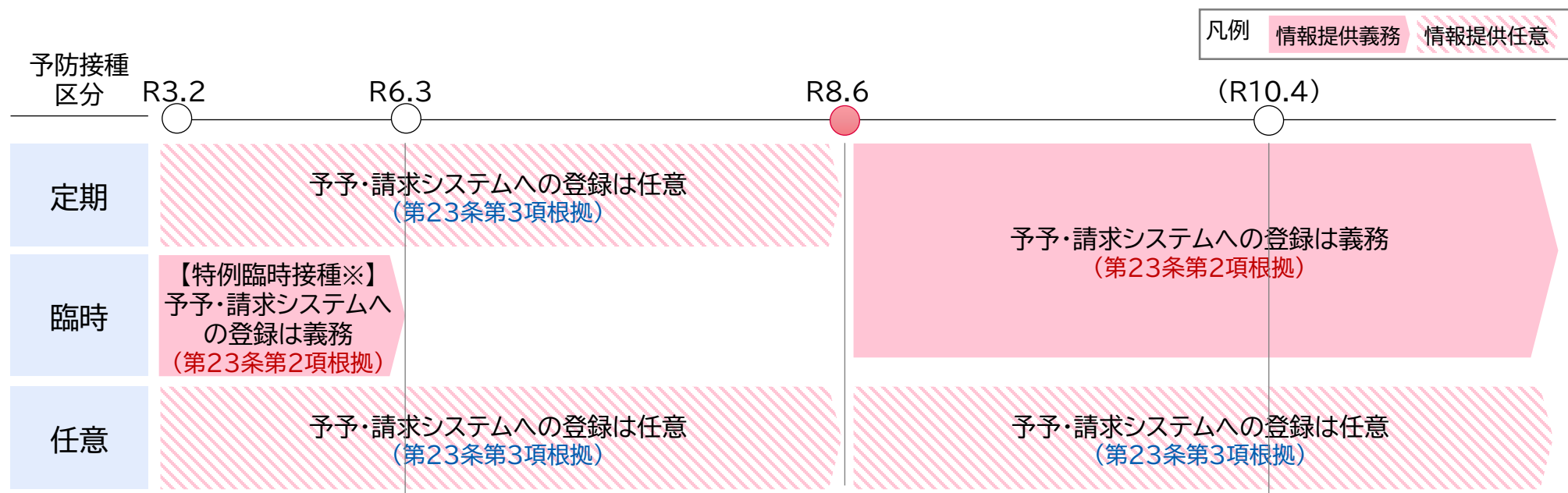
資材はすべて印刷用のデジタルデータで提供する予定。

印刷・配布を行う場合は、各自治体で対応いただきたい。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資料について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資料について

4-A.自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について（1/3）

- 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種と、令和8年6月以降に実施された定期・臨時接種に係る情報については、自治体から厚労大臣への提供義務の対象となり、当該情報を、予予・請求システムに登録すると自動的に予防接種DBに連携される。
- 令和8年6月より前に実施された定期接種・任意接種に係る情報については、厚労大臣への提供は任意となり、予予・請求システムに登録された情報に限り予防接種DBに連携される。



※ 令和3年2月17日から令和6年3月31日までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種

○改正予防接種法（令和8年6月施行予定）

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するように求めることができる。

4-A.自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について（2/3）

- 今後、改正予定の予防接種法施行規則（令和8年6月施行予定）において、提供する情報、提供方法を定める。（提供期日については、通知等に規定する予定）。
- 厚労大臣への情報提供義務の対象項目については、以下のとおり接種対象者情報、予防接種記録、死亡情報とする方針。
- 令和8年6月から令和10年4月までの間の情報については、下記の提供期日を適用せず、令和10年4月までの間に各自治体のデジタル化の準備が整った段階で提供いただくことで差し支えない。**なお、令和10年4月以降の情報については、下記期日までに提供いただく必要がある点ご留意いただきたい。（災害等のやむを得ない場合においては、下記の提供期日を過ぎても差し支えない旨、通知等に規定する予定）。

提供義務	提供する情報	提供期日	提供方法※
義務	接種対象者情報（住民の氏名、住所、生年月日等）	出生・転入等の事実を確認したときは速やかに	パターン①、②
義務	予防接種記録	医療機関等から接種記録の登録があった日の属する月の翌々月末	パターン②、③
義務	死亡情報	— ※死亡情報については、人口動態調査の死亡票の情報の一部と同一であることから、人口動態調査票の死亡票の作成及び提出をもって、法第23条第2項に基づく提出に代えることとする。	—
任意	母子保健情報・自治体検診情報	年度内に実施された健診情報について、翌年度の一定の期間まで	パターン①、②
任意	その他事項（予診情報・勧奨情報）	予診情報：医療機関等から接種記録の登録があった日の属する月の翌々月末 勧奨情報：勧奨を実施した日の属する月の翌々月末	予診情報：パターン③ 勧奨情報：パターン②

※提供方法パターンの詳細は次頁

4-A.自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について（3/3）

- 提供する情報の提供方法は以下の3パターンを想定している。

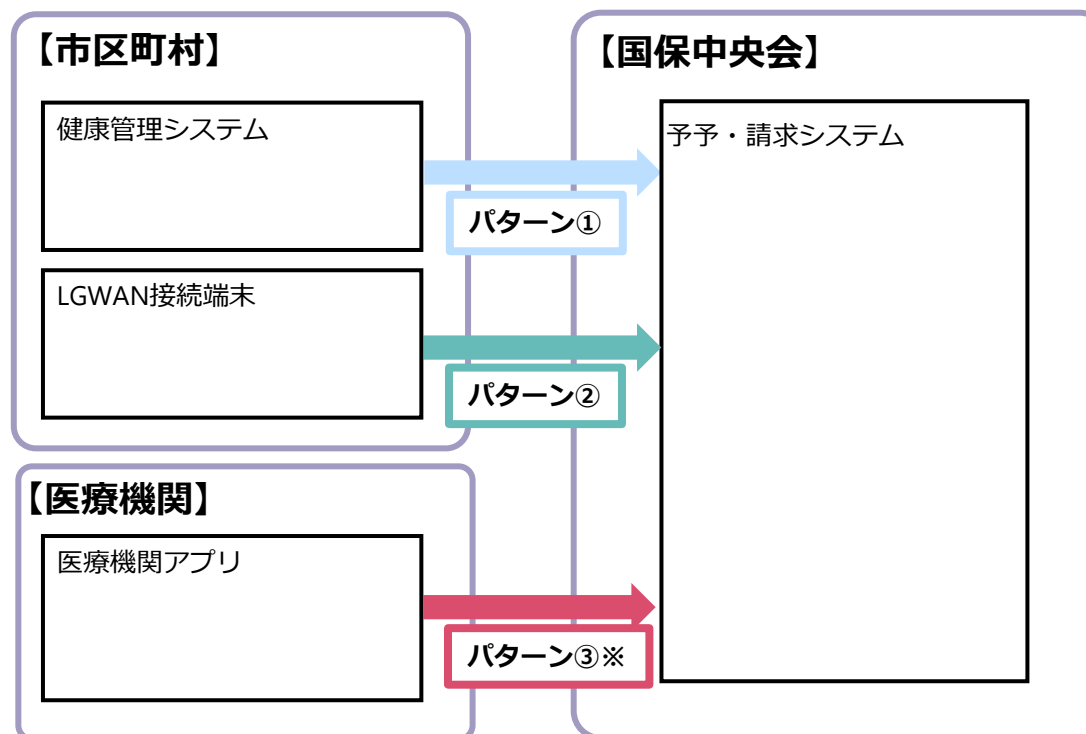
提供方法

パターン①：健康管理システム（標準仕様書3.1版適合）から、予予・請求システムに登録

パターン②：自治体内のLGWANと接続されている端末から予防接種サイトにアクセスして予予・請求システムに登録

パターン③：民間アプリ（タブレット等）から、予予・請求システムに登録

■ 提供方法のイメージ（令和7年11月時点想定）

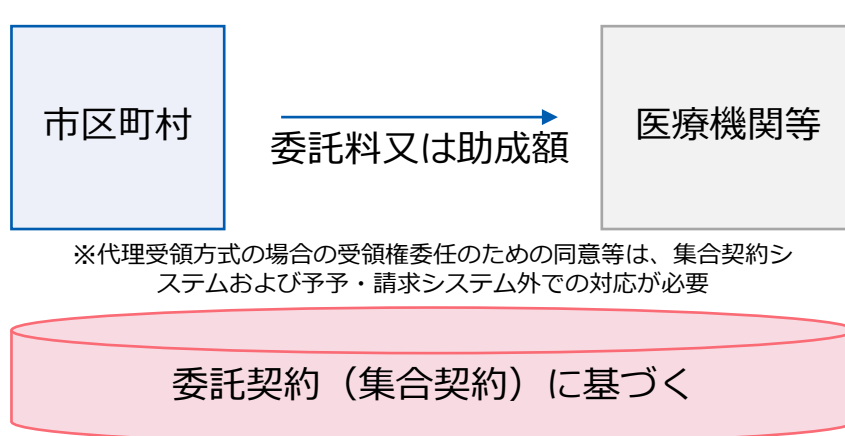


※紙予診票の場合は、医療機関から直接自治体に紙予診票を送ることも可能としているため、医療機関におけるデジタル登録がなされない可能性がある

4-B.任意接種について（1/2）

- R8.6からの予防接種事務デジタル化における任意接種は、医療機関との委託契約（集合契約）に基づく任意接種に限り、対象とすることとしている。
- なお、委託契約に基づくものであっても、代理受領方式の場合の助成金の受領権委任のための同意等の手続きについては、集合契約システム及び予予・請求システム外での対応が必要であり、今後、マイナポータル上の代理人機能を令和9年度中に追加開発（※）する予定であり、システム対応は令和10年4月以降となる予定である。
（※）集合契約システムおよび予予・請求システム外での開発を予定
- 医療機関との委託契約に基づかない（例えば協定関係や協力関係等）任意接種については、R8.6の予防接種事務デジタル化の対象外とし、令和10年4月以降に対象とする予定である。

①任意接種（委託契約に基づくもの）



- ・ **令和8年6月**からデジタル化対象
- ・ 集合契約システムにおいて委託料及び助成額の設定が可能

②任意接種（委託契約に基づくもの）のうち、代理受領機能のシステム対応（※）

（※）集合契約システムおよび予予・請求システム外での開発を予定

- ・ **令和10年4月以降**、デジタル化対象

③任意接種（委託契約に基づかないもの）

4-B.任意接種について（2/2）

- 任意接種に係るデジタル予診票については、令和8・9年度中は、小児インフルエンザワクチンとおたふくかぜワクチンについては、統一予診票（乳幼児等向け）を用いることにより、対応することが可能。については、小児インフルエンザワクチン又はおたふくかぜワクチンについて、デジタル予診票による接種の対応を希望する場合は、試行的に統一予診票（乳幼児等向け）により行うこととなる旨ご理解いただき、採用の有無を判断いただきたい。
- 小児インフルエンザワクチン・おたふくかぜワクチンとそれ以外の任意接種について、全国一律の統一的なデジタル予診票を令和10年度までに整備する予定。
- なお、デジタル予診票は用いず、紙の予診票で対応の上、接種記録だけをデジタル記録として登録していただくことも可能。

小児インフルエンザワクチン・おたふくかぜワクチンの任意接種

予診（※）も接種記録もデジタルで対応

※統一予診票（乳幼児等向け）を使用



タブレット

PC



もしくは

予診は紙予診票で対応し
接種記録のみデジタルで対応



タブレット

PC



小児インフルエンザワクチン・おたふくかぜワクチン以外の任意接種

予診も接種記録もデジタルで対応



タブレット

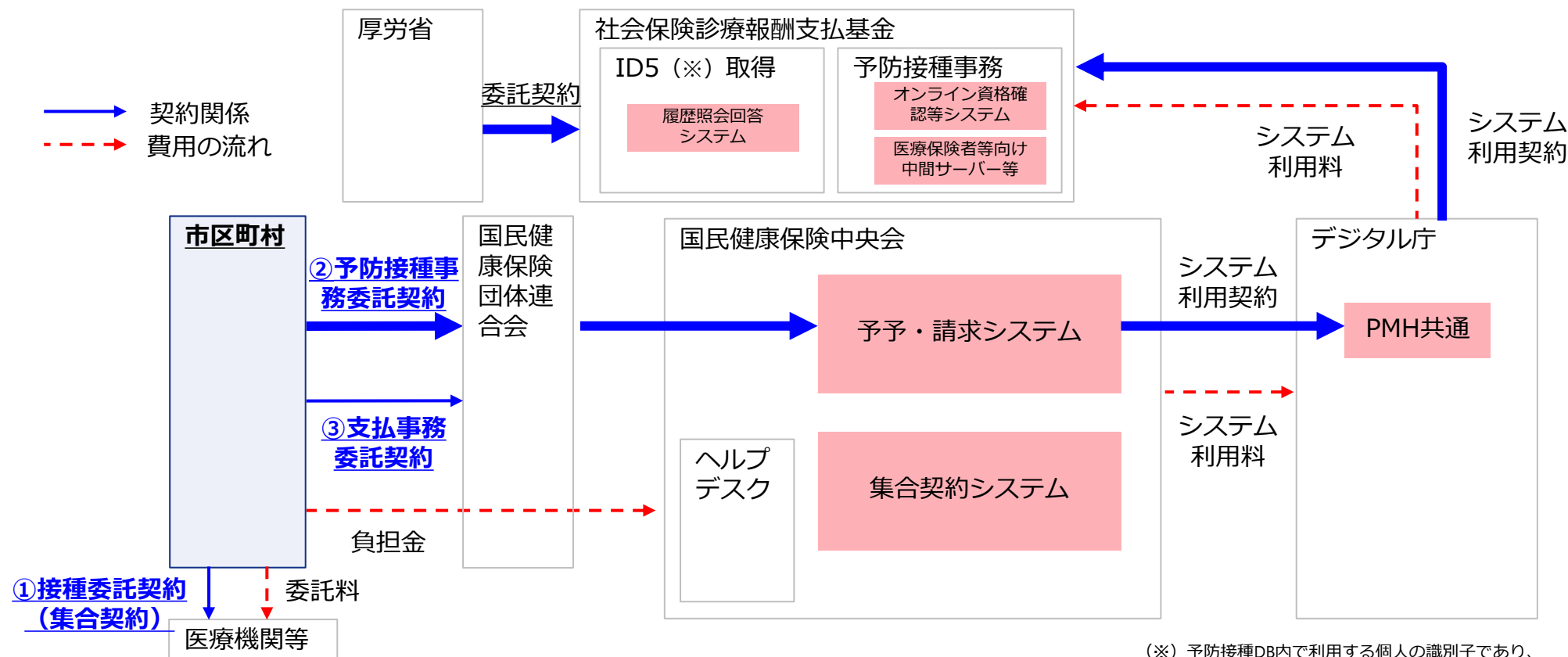
PC



R10年度までに整備予定

4 - C. 契約の全体像

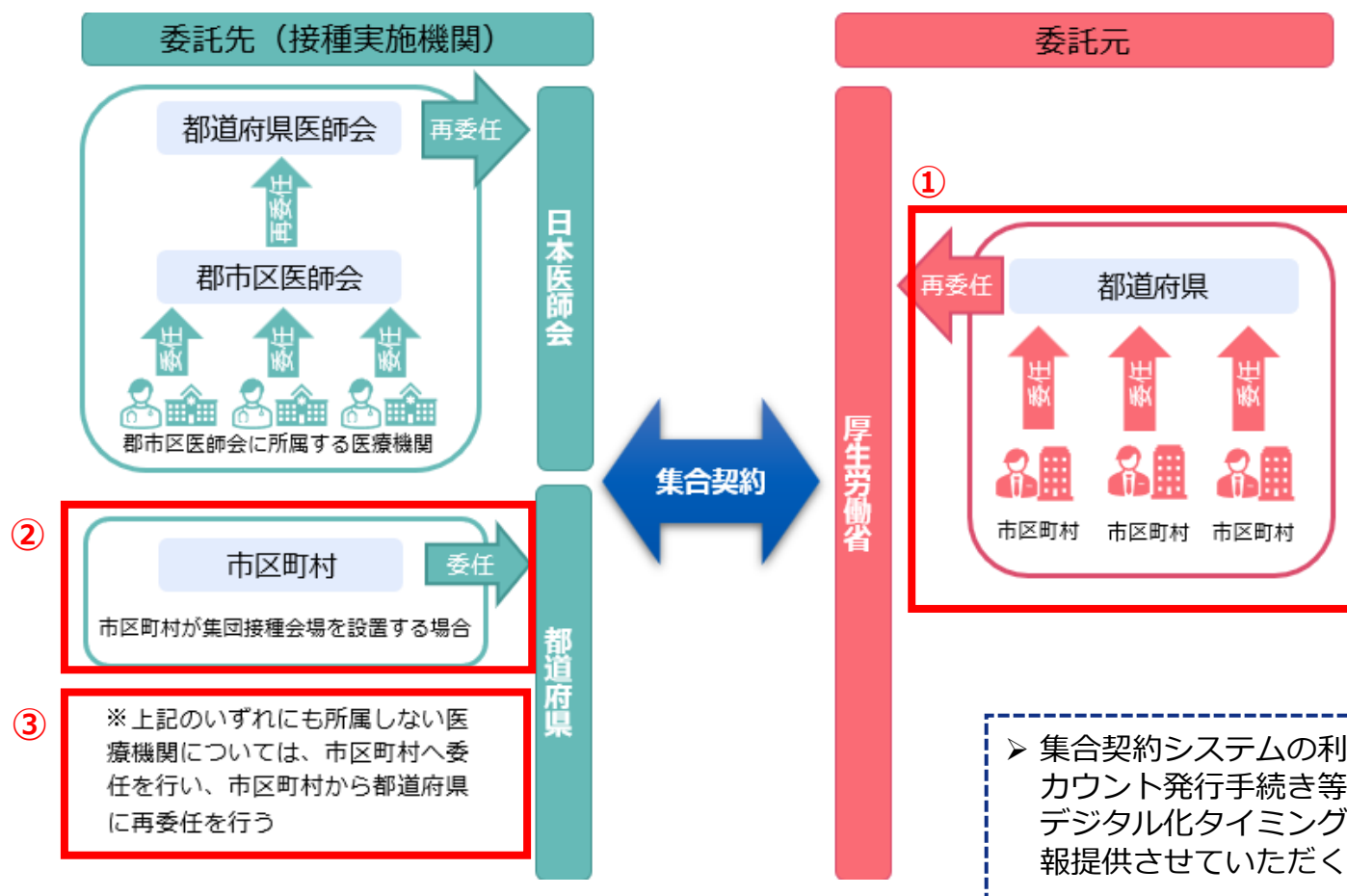
- 予防接種事務デジタル化における契約及び費用の流れについて全体像を以下に示す。
- **全国の医療機関と全国の市区町村間で、①予防接種委託契約の集合契約を締結**する。また**市区町村と国保連合会の間で、②予防接種事務委託契約と③支払事務委託契約の2種類の契約を締結**する。
- なお、これらの契約書の案を11月5日付で送付したので、各市区町村の諸規則との整合等を確認いただきたい。契約書の内容は全国一律となるため、各自治体のデジタル化のタイミング如何にかかわらず、この確認作業をもって、全自治体に締結いただく各種契約の内容は確定させる予定なので、ご留意いただきたい。



(※) 予防接種DB内で利用する個人の識別子であり、最古の個人単位被保険者番号のハッシュ値のこと

4-D.集合契約について

- 市区町村は都道府県に集合契約システム上で委任状を申請する必要がある（下図右の赤枠①）。
- また、集団接種会場を設置する市区町村は都道府県に集合契約システム上で委任状を申請する必要がある（下図左の赤枠②）。
- また、市区町村は医師会等に所属しない医療機関からの委任状の申請を確認・承認し、都道府県に再委任の申請を行っていただく必要がある（下図左の赤枠③）。



4-E.デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について（1/2）

補足

- デジタル化後の予防接種済証の交付及び電磁的記録の提供に係る方針は以下のとおり。
- 特に、乳幼児以外でマイナポータルの利用ができない住民へは、従来どおりの方法も含め、求めがなくとも接種済証を交付する必要がある点に留意いただきたい。
- また、自治体窓口での発行または再発行に係る手数料等を徴収することについては、従来どおり差し支えない。

対象者	マイナポータルの利用	定期接種済証・臨時接種済証（様式第1号又は2号） ＊求めの有無にかかわらず交付するものとする	臨時接種済証（海外用）（様式第3号） ＊求めがあったときは交付することができる
乳児又は幼児	可	・接種済証の交付に代えて、母子健康手帳へ記載 ・マイナポータル上での電磁的記録（PDF）の提供	マイナポータル上での電磁的記録（PDF）の提供
	不可 例）マイナンバーカード未取得、顔認証マイナンバーカード（※）の場合	接種済証の交付に代えて、母子健康手帳へ記載	自治体窓口で予防接種サイトから出力した紙での交付
乳児又は幼児以外	可	マイナポータル上での電磁的記録（PDF）の提供	マイナポータル上での電磁的記録（PDF）の提供
	不可 例）マイナンバーカード未取得、顔認証マイナンバーカード（※）の場合	以下を例として、何らか接種済証を交付する対応が必要 【自治体対応】 ・PMH仮名無しの住民（＝マイナポータルの利用が不可の住民、予防接種サイトから確認可能）に対し、接種後に接種済証を送付 【医療機関対応】 ・紙予診票の写し等を手渡す（従来の方法） ・医療機関において、医療機関アプリ又は予防接種サイトから接種記録に係る内容が分かる画面の印刷物を手渡す	自治体窓口で予防接種サイトから出力した紙での交付

※暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードの本人確認方法を機器による顔認証または目視による顔確認に限定したマイナンバーカードのこと。マイナポータルの利用ができない。

4-E.デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について（2/2）

補足

参考

○予防接種法 （予防接種済証）

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、予防接種済証を交付し、又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。第九条の三及び第二十五条において同じ。）を提供しなければならない。

○予防接種法施行規則 （予防接種済証の様式）

第四条 定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証（様式第一号）を交付するものとする。

2 臨時の予防接種を行った者は、当該臨時の予防接種を受けた者に対して、その求めの有無にかかわらず、予防接種済証（様式第二号）を交付するものとし、当該臨時の予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情を有するものから求めがあったときは、予防接種済証（様式第二号）のほかに、予防接種済証（様式第三号）を交付することができる。

3 前二項の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種を行った者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者」と、第二項中「臨時の予防接種を行った者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者」とする。

4 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

4-F.全国のデジタル化開始目標時期について（速報）

- 本年 8 月に事業計画書で回答いただいた、デジタル化開始目標時期の取りまとめ結果は以下のとおり。
- 令和10年 4 月開始を目標とする自治体が多数につき、今後精査し、可能な限り時期を平準化する予定。
- なお、本説明会后に、各都道府県及び国保連合会に対し各都道府県下の市区町村のデジタル化開始目標時期を共有させていただくので、ご承知おきいただきたい。

デジタル化開始目標時期（速報値）

デジタル化開始目標時期	自治体数
R8.6～R9.3 （令和 8 年度）	23件
R9.4～R9.9 （令和 9 年度上半期）	117件
R9.10～R10.3 （令和 9 年度下半期）	273件
R10.4	987件
その他（調整中など）	337件

/1,737件

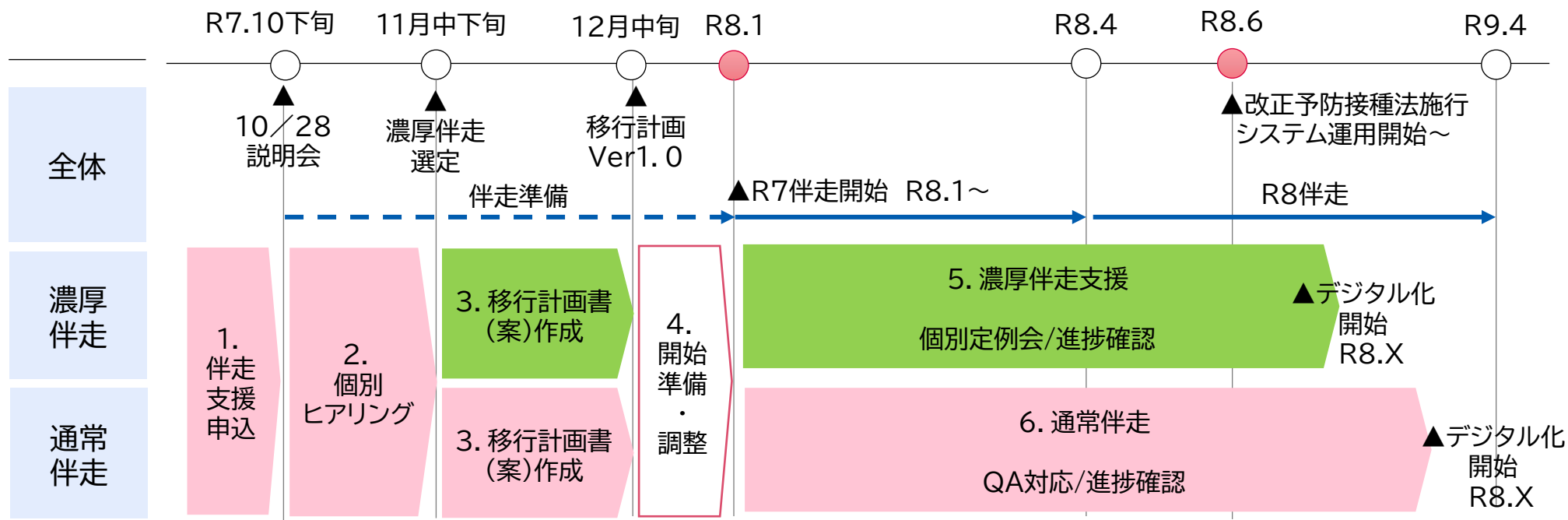
※広域連合所属等の回答不要の自治体を除く

事業計画書 Q13 で回答いただいた内容を元に集計しています。

Q13 予防接種事務デジタル化（※）の開始目標時期をご回答ください。
※健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。

4-G. 伴走支援事業について

- R9年度以降にデジタル化に移行する自治体において参考としていただく「移行手順書（仮称）」を作成することを目的として、R8年度にデジタル予診票による接種を開始するモデル自治体等に対し、今般、国及び伴走支援業者が連携して、各自治体が着実にデジタル化の開始ができるよう支援を行うこととした。
- なお、他自治体に特に参考となる2～3自治体を「濃厚伴走支援」対象自治体として選定し、重点的に支援を行う予定。
- 今後のスケジュールは下図のとおり。



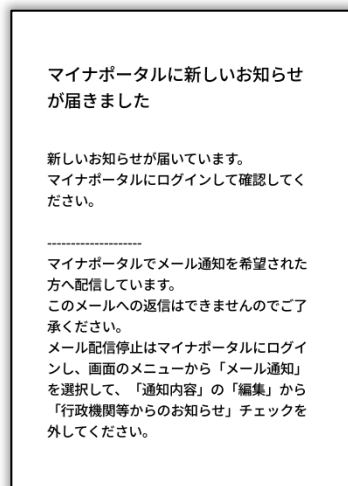
1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資料について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資料について
7. 事務連絡

5. マイナポータル操作イメージ

①-1. 予防接種情報の確認：接種勧奨の通知を受けて確認する場合

- 接種勧奨の通知を受信（マイナポータルでメール通知を希望した場合）したら、マイナポータルの「お知らせ一覧」から予防接種情報を確認する。

1
受信したマイナポータル
のお知らせメールからマ
イナポータルにアクセス



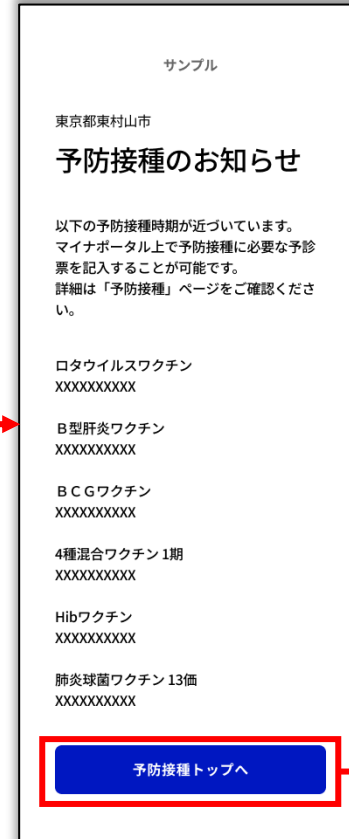
2
トップページより「お知
らせ」を選択



3
お知らせの一覧画面より
「予防接種のお知らせ」
を選択



4
「予防接種トップへ」を
選択



5
予防接種情報（予診票の
記入状況・接種状況な
ど）を確認



5. マイナポータル操作イメージ

①-2. 予防接種情報の確認：2回目以降に確認する場合

- （2回目以降）予診票の記入や接種状況を確認する場合、トップページの「予防接種」から予防接種情報を確認する。

1

トップページより「予防接種」を選択



2

予防接種情報（予診票の記入状況・接種状況など）を確認



5. マイナポータル操作イメージ

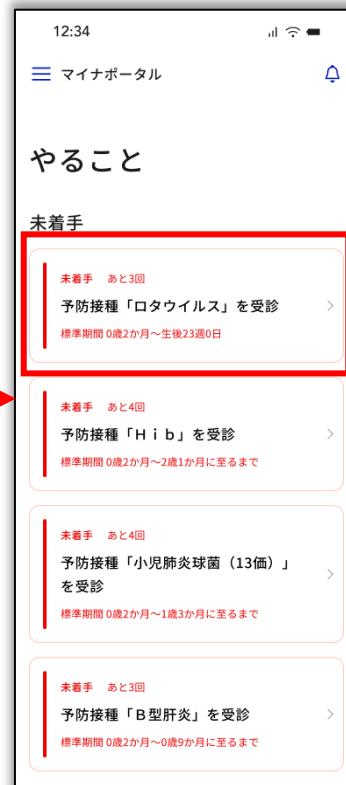
①-3. 予防接種情報の確認：別の情報やタスクも確認する場合

- 予防接種情報以外の情報やタスクも一緒に確認する場合、トップページの「やること」から予防接種情報を確認する。

1
トップページより「やること」を選択



2
やることの一覧画面より
該当するタスクを選択



3
予防接種情報（予診票の
記入状況・接種状況な
ど）を確認



5. マイナポータル操作イメージ

②. 予診票の入力・提出

- 予診票トップページから記入を開始し、画面の案内に沿って予診票を入力・提出する。

1
予防接種情報一覧（これから）より接種予定の予防接種を選択

マイナポータル

予防接種

予防接種情報

これから 過去

ロタウイルス 定期

対象期間：0歳0か月-0歳8か月
※対象期間、接種回数は、ワクチン種別により異なります。

1回目 予診票 接種済み 2023/12/10

2回目 予診票 回答済み

3回目 予診票 未記入

2
予診票トップページより「入力をはじめる」を選択

マイナポータル

水痘の予診票記入

1回目

注意事項をご確認の上、予診票の入力をはじめてください。

① 接種間隔をご確認ください
「水痘」の接種間隔は、「1回目から3か月以上」です。
「注射生ワクチン」の種類

直近接種した注射生ワクチン

水痘 定期
接種日：2023/02/20

戻る 入力をはじめる

ホーム > 予防接種 > ロタウイルス 1回目の予診票記入

3
画面の案内に沿って予診票を入力

マイナポータル

ロタウイルス 1回目

4/9 接種情報の記入

本人情報は自動で入力されています。

今日の接種は何回目ですか。

必須
※1回目の場合、本日が出生14週6日後を過ぎていることを確認しましたか。

☒ 1回目
☐ 2回目
☐ 3回目

今回受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。

必須

4
入力内容を確認し、「この内容で回答」を選択

マイナポータル

ロタウイルス 1回目

8/9 入力内容の確認

① まだ予診票の回答は完了していません
入力内容をご確認の上、「この内容で回答」ボタンを押してください。回答内容は接種の直前まで修正可能です。

確認事項への同意

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意しますか。

同意する

過去の接種記録が医療機関に提供されることに同意しますか。

同意する

当日医療機関が作成した接種記録が市町村に提供されることに同意しますか。

同意する

本予診票・過去の接種記録・当日医療機関が作成した情報が委託事業者によって、収集・提供・整理されることに同意しますか。

同意する

ホーム > 予防接種 > ロタウイルス 1回目の予診票記入

キャンセル この内容で回答

下書き保存

5
予診票の回答が完了し、医療機関などで予防接種を受信

マイナポータル

ロタウイルス 1回目

9/9 回答完了

予診票の回答が完了しました。
医療機関等で予防接種を受けてください。

医療機関で予防接種を受ける際に、
① 本人の実物のマイナナンバーカードを忘れずにお持ちください
自治体から配布されたご案内を確認し、マイナナンバーカードを含む必要な持ち物をご準備の上、医療機関等で予防接種を受けてください。

予防接種トップへ

予診票の記入はいかがでしたか

😊 😊 😐 😞 😞
とてもよい よい ふつう わるい とてもわるい

ホーム > 予防接種 > ロタウイルス 1回目の予診票記入

5. マイナポータル操作イメージ

③. 予防接種記録の閲覧・接種済証の発行

- 過去の予防接種記録を閲覧し、必要に応じて予防接種済証をダウンロードする。

1 予防接種情報一覧（過去）より接種記録を閲覧

日付順

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

① オンラインで予防票が記入できます
マイナポータル上で予防接種に必要な予防票の記入が可能になりました。現在この機能は、実証版として一部の自治体にお住まいのかたにのみ提供しています。

これから 過去

🔍 日付順 ≡ ワクチン別

「日付順」表示では定期接種、臨時接種、任意接種（自治体による費用助成あり）が表示されます。

2024年1月

小児肺炎球菌（13価） 定期
1回目
接種日：2024/01/04

B型肝炎 定期
2回目
接種日：2024/01/01

五種混合（DPT-IPV-Hib）（皮下接種） 定期
1回目/一期初回1回目
接種日：2024/01/01

2 予防接種情報一覧（過去タブ）より「予防接種済証一覧へ」を選択

ワクチン別

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

① オンラインで予防票が記入できます
マイナポータル上で予防接種に必要な予防票の記入が可能になりました。現在この機能は、実証版として一部の自治体にお住まいのかたにのみ提供しています。

これから 過去

🔍 日付順 ≡ ワクチン別

「ワクチン別」では定期接種、臨時接種のみが表示されています。過去の接種記録の一部は表示されない場合があります。

二種混合（DT）1期 定期

1回目 一期初回1回目	2回目 一期初回2回目	3回目 一期待追加
接種済 2022/09/23	接種済 2022/01/30	接種済 2022/12/01

麻疹（はしか）2期 定期

1回目
二期
記録なし

3 予防接種済証一覧より「予防接種済証を表示」を選択

マイナポータル

予防接種

予防接種済証

2026年6月1日以降に受けた予防接種済証がPDF形式で閲覧できます

小児肺炎球菌（13価） 定期
予防接種済証を表示

五種混合（DPT-IPV-Hib）（皮下接種） 定期
予防接種済証を表示

ヒトパピローマウイルス（9価） 定期
予防接種済証を表示

新型コロナウイルス 定期
予防接種済証を表示

新型コロナウイルス 臨時
予防接種済証を表示

予防接種済証
これまで受けた予防接種の接種済証がPDF形式で閲覧できます

予防接種済証一覧へ

5 必要に応じて予防接種済証をダウンロード

PDF形式の予防接種済証のイメージ

PDF形式の予防接種済証のイメージ

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資材について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資材について
7. 事務連絡

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6.医療機関・医師会向け説明資料について

- この度、医療機関・医師会向け予防接種事務デジタル化に係る説明動画を作成し厚労省HPに公開したことから、今後の医療機関・医師会向けの説明等にご活用いただきたい。また、近日中に手交用のチラシも公開する予定。

- 先般、厚労省HPにおいて、医療機関アプリベンダ向けの技術解説書の提供に係る情報を公開したところ。
- 今後、製品開発を行うこととなる医療機関アプリベンダに係る情報については、厚労省HPに各社のHPリンク等を掲載することから、適宜ご確認いただきたい。

医療機関アプリベンダ向け技術解説書の提供について

民間事業者とのシステム連携について

デジタル化の取り組みでは、医療機関が民間事業者の提供するアプリケーション等を通じて、国のシステムに接種記録を登録し、費用請求までを完了する仕組みを想定しています。
そのため、国が構築するシステムとの連携を希望される民間事業者は、所定の手続きが必要となります。
連携を希望される場合は、まず参画申請書をご提出ください。所定の申請後、承認された事業者は、開発に必要な「技術解説書」を提供します。

1. 参画申請書

[\[X\] 医療機関アプリ参画申請書 \[28KB\]](#) 

2. 申請方法について

ダウンロードした申請書に必要な事項を記入の上、下記までご提出ください。

【ご連絡先】

担当部署：厚生労働省 予防接種課 デジタル担当
E-mail : yoboseshu-digital@AT.mhlw.go.jp

*アドレス“AT”の部分を変えてください。

*件名の冒頭に【民間アプリ】と必ず記載してください。

ご記載いただいていない場合、対応にお時間をいただく場合があります。

[ページ先頭へ戻る](#)

予防接種事務デジタル化に関する詳細はこちら

厚生労働省 ホームページ

【予防接種事務のデジタル化】

予防接種事務のデジタル化についての概要、自治体説明会資料、医療機関アプリの案内等を掲載しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html

Fast Help (ヘルプデスク)

【ヘルプデスク】

Fast Helpは予防接種事務デジタル化に関する自治体・医療機関・関係機関職員からのお問い合わせを受け付けるヘルプデスクです。集合契約システム、予予・請求システムに関するご質問はこちらからお願いします。



ただいま準備中です

準備でき次第お知らせいたします



以下、動画から抜粋

予防接種事務デジタル化について ～医療機関向け～

概要編

紙の予診票と予診票への接種記録の記入、請求処理を電子で実施する仕組み



医療機関では、オンライン資格確認等システムにより、対象者確認を実施することができ、住民がマイナポータル上で入力した予診票を医療機関内の端末（タブレットやパソコン）で確認し、予防接種を行います。

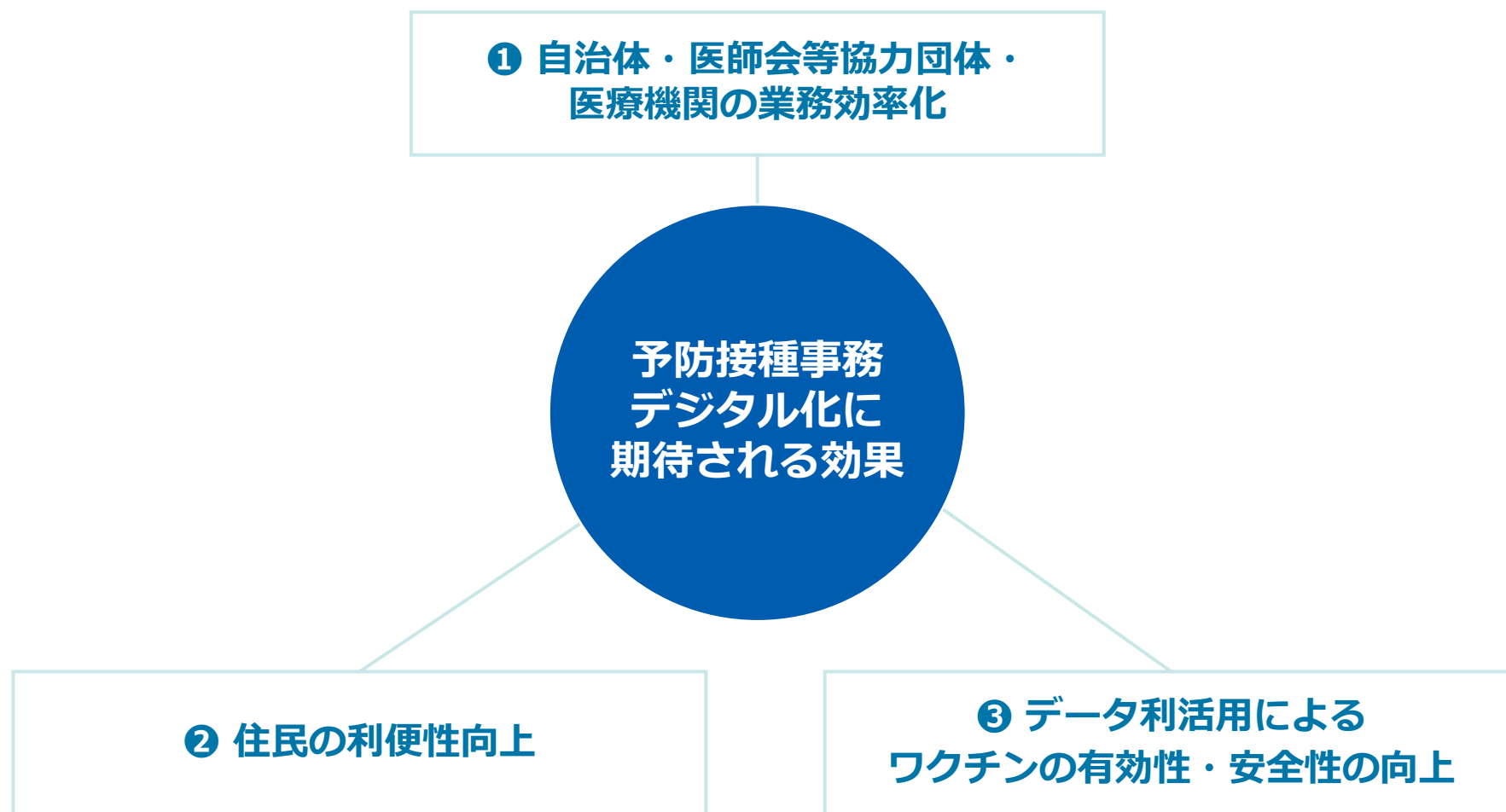


接種記録の入力を行うことで、そのままオンラインで費用請求することができます。

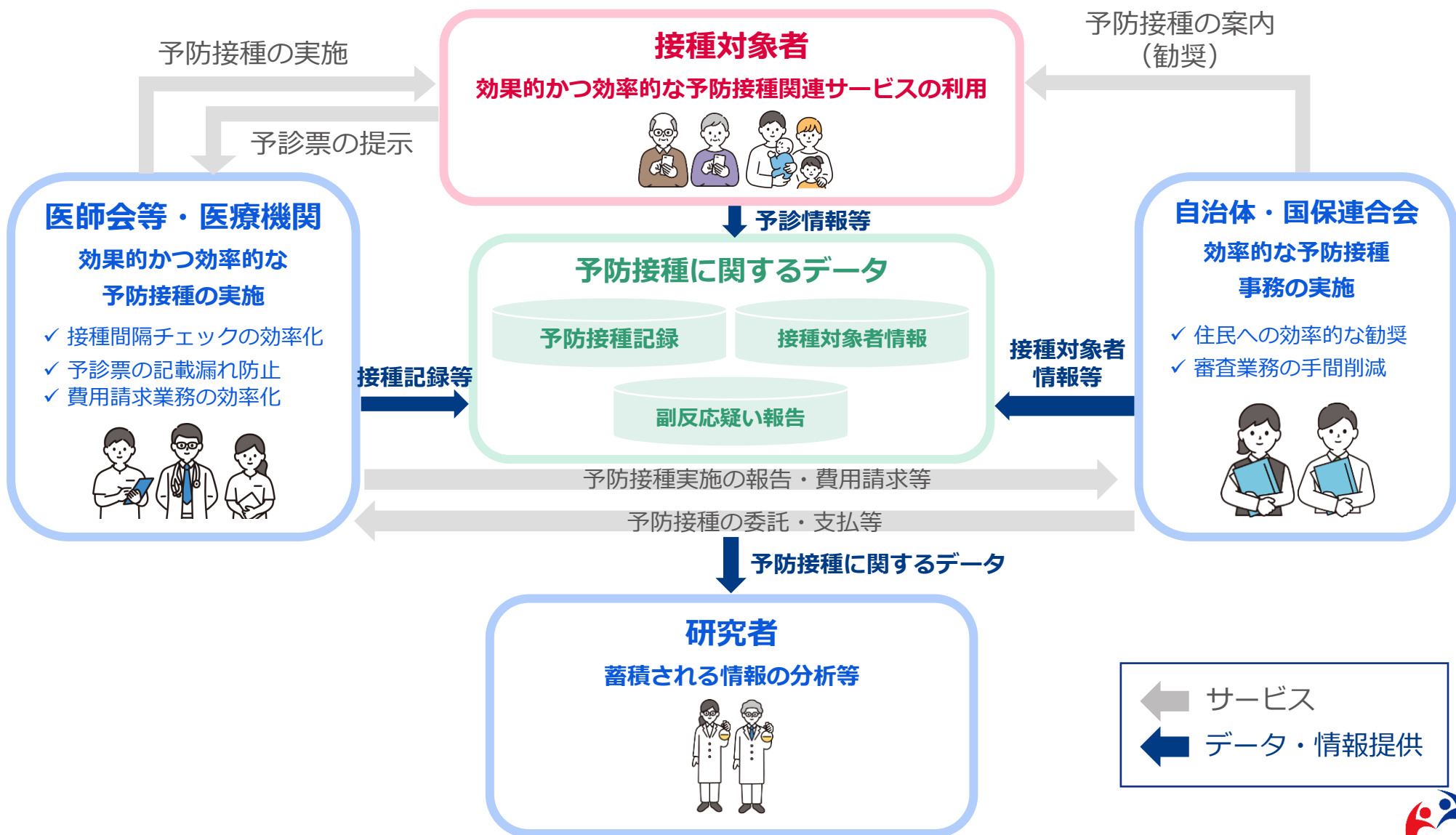
※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

将来的に予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット

予防接種事務デジタル化が進展することにより、利用者及び関係者にとって以下の効果が期待されます。



予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット



2. 予防接種事務デジタル化

デジタル化でここが変わります！



複数ワクチンの予診票へ楽々入力！
さらに住所などは自動入力

何枚もの予診票の記入は不要
デジタル予診票なら
引継ぎ機能・自動入力で楽々
入力！

子どもの接種歴が自動反映され
いつ何を打てばいいかを自動表示

ワクチンごとに接種時期や間隔が
異なるためスケジュール管理が大変...
マイナポータルを見れば簡単に！
接種記録をいつでも確認できる！

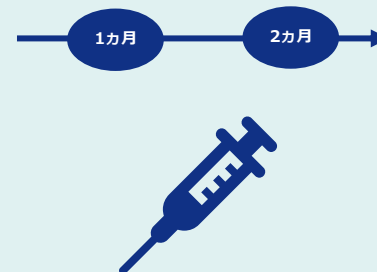


接種実績の集計や報告が自動化！



接種記録を取りまとめるのは手間...
接種記録を登録すれば自動で請求！

間違い接種防止のための
ワーニング機能あり



過去の接種実績から接種間隔を
自動でチェック！

マイナンバーカードによる
オンライン資格確認により、
紙の予診票でも接種情報の取得
が可能です。

予防接種事務デジタル化について ～医療機関向け～

業務フロー編

【予防接種サイト】



予防接種サイトとは

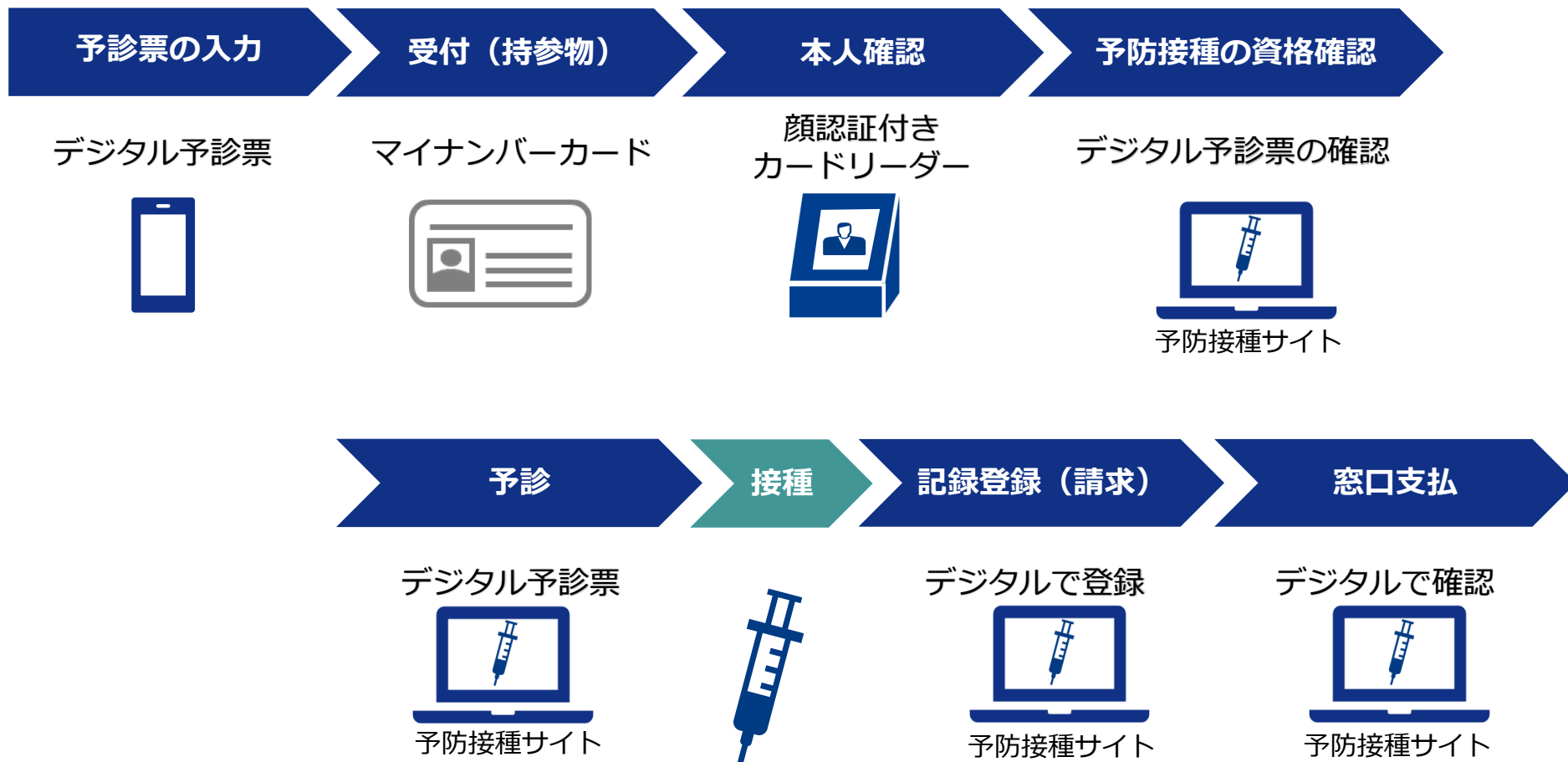


予防接種サイト

- 予防接種サイトとは、オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末（電子カルテ端末やレセコン端末のこと）を用いて閲覧するサイトのことです。
予診情報・予防接種記録管理／請求システムがサイトの画面を提供します。
- 利用するにあたり、医療機関内のオンライン請求ネットワークの接続の整備が必要となります。

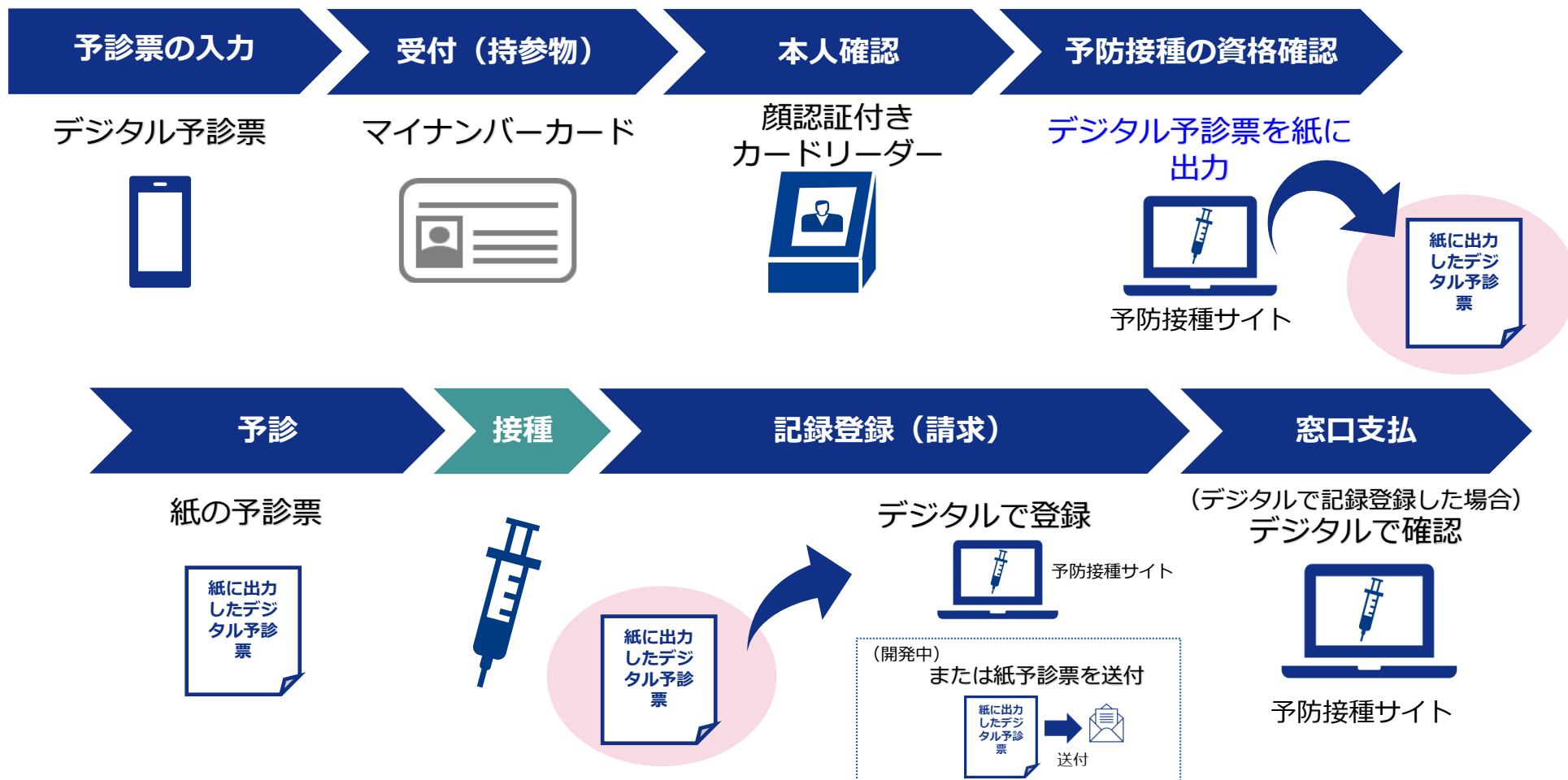
医療機関での業務フロー（全てデジタルの場合）

デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



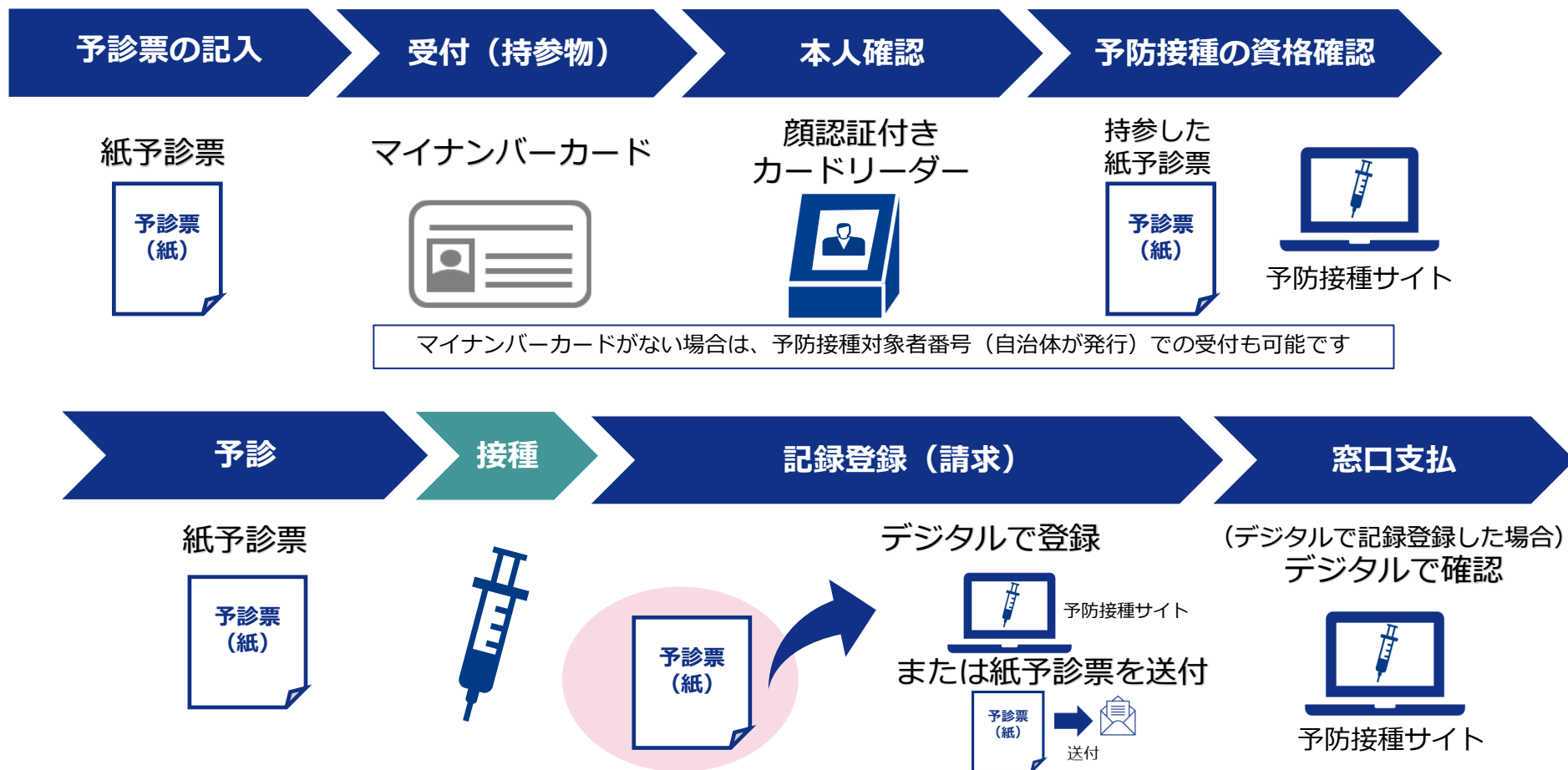
医療機関での業務フロー（デジタル予診票を紙に打ち出して確認する場合）

デジタル予診票を紙に打ち出して確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



医療機関での業務フロー（紙の予診票の場合）

紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う



- ▶ 自院で紙の予診票から接種記録をデジタル登録することが難しい場合、紙の予診票を送付することにより、記録登録・請求事務を委託できる地域もありますので、自治体にご相談ください。
- ▶ デジタルで登録を行った場合でも、紙予診票は自治体で適切に保管する必要があるため、自治体に送付する必要があります。送付の頻度や方法等は自治体にご相談ください。

予防接種事務デジタル化について ～医療機関向け～

業務フロー編

【医療機関アプリ】



PC

or



タブレット

医療機関アプリとは



PC



or

タブレット

- 医療機関アプリとは、民間事業者が開発したアプリです。予診情報・予防接種記録管理／請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しています。
- 医療機関アプリは、PCまたはタブレットで利用いただけます。
- 医療機関アプリと予予・請求システムとの間は、セキュリティを担保したインターネットを利用しており、医療機関内のオンライン資格確認等システムと接続するためのオンライン請求ネットワークは利用しません。

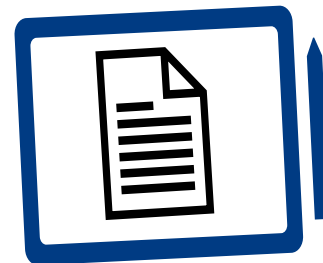
パターン別 業務フロー

【医療機関アプリ】



PC

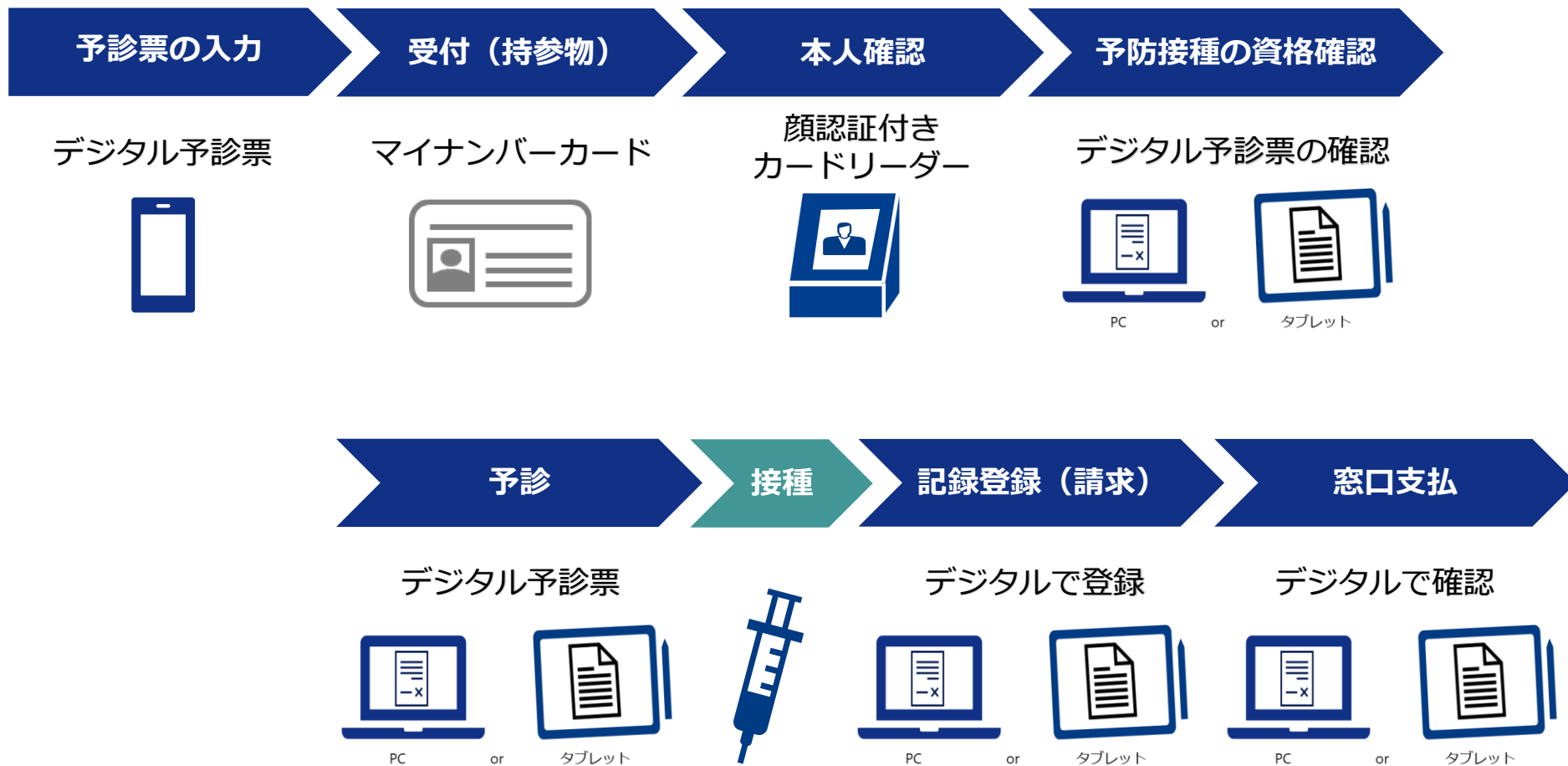
or



タブレット

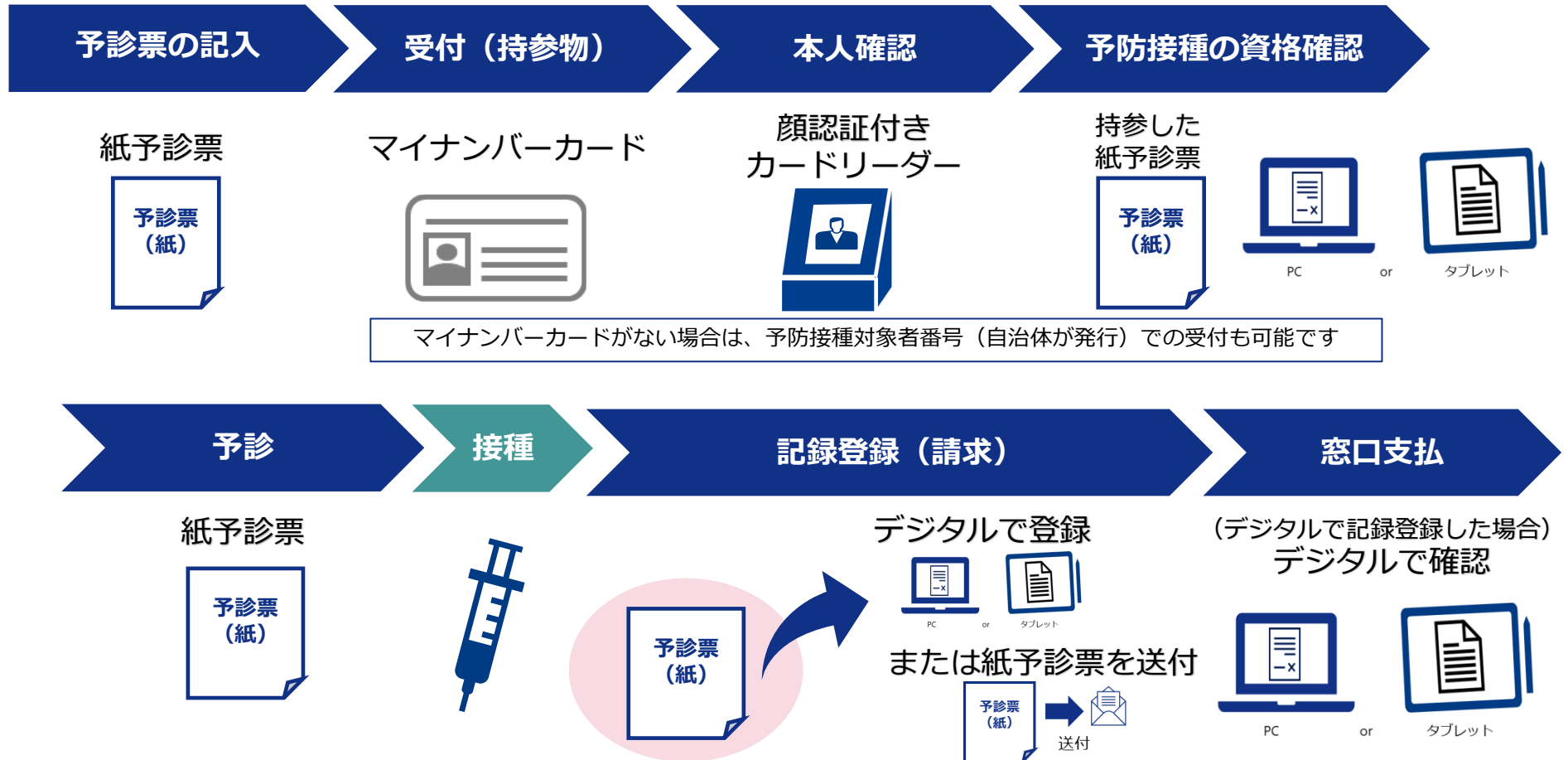
医療機関での業務フロー（全てデジタルの場合）

デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



医療機関での業務フロー（紙の予診票の場合）

紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う



- ▶ 自院で紙の予診票から接種記録をデジタル登録することが難しい場合は、紙の予診票を送付することにより、記録登録・請求事務を委託できる地域もありますので、自治体にご相談ください。
- ▶ デジタルで登録を行った場合でも、紙予診票は自治体で適切に保管する必要があるため、自治体に送付する必要があります。送付の頻度や方法等は自治体にご相談ください。

予防接種事務デジタル化に関する詳細はこちら

厚生労働省 ホームページ

【予防接種事務のデジタル化】

予防接種事務のデジタル化についての概要、自治体説明会資料、医療機関アプリの案内等を掲載しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html

Fast Help（ヘルプデスク）

【ヘルプデスク】

Fast Helpは予防接種事務デジタル化に関する自治体・医療機関・関係機関職員からのお問い合わせを受け付けるヘルプデスクです。集合契約システム、予予・請求システムに関するご質問はこちらからお願いします。



ただいま準備中です

準備でき次第お知らせいたします

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスク一覧
3. デジタル化にあたり予算計上や準備が必要な項目（令和8・9年度にデジタル化する場合）
 - A) 医療機関における予防接種事務デジタル化の実現方式について
 - B) デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
 - C) 予防接種サイトとは
 - D) デジタル予診票による接種の開始イメージ
 - E) 医療機関アプリ端末代と予防接種サイト接続費用の基本的な考え方
 - F) 紙予診票の入力について
 - G) 住民向け周知資材について
4. その他補足説明
 - A) 自治体から厚労大臣への情報提供の範囲について
 - B) 任意接種について
 - C) 契約の全体像
 - D) 集合契約について
 - E) デジタル化後の予防接種済証の交付・電磁的記録の提供に係る方針について
 - F) 全国のデジタル化開始目標時期について（速報）
 - G) 伴走支援事業について
5. マイナポータル操作イメージ
6. 医療機関・医師会向け説明資材について
7. 事務連絡

7. 事務連絡

今後の予定

- 12月上旬に、第7回説明会を開催予定。（開催日時は後日ご案内します）
- 12月上旬に、都道府県医師会並びに郡市区医師会向けに、デジタル化の概要及び集合契約に係る説明会を日本医師会開催で調整中。

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdghhDrg6bivnzS6lCpbBbA3oXkP6xBE1ppGEZxbkW0HSornw/viewform?usp=header>

※質問については、**最終締切：11月17日（月）17時（予定）まで**受け付け、後日主な質問への回答として共有させていただきます。

デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp